

# NEWS LETTER

2009年 6月 16日 No. 550

三重大学教職員組合発行

直通 : 059-231-4447 (内線 2169)

Email : KYF03351@nifty.ne.jp

URL : <http://homepage2.nifty.com/mie-union/>

## 構内駐車場有料化計画に関する申し入れ

学長宛に平成 21 年 4 月 27 日付けで、構内駐車場有料化計画に関する申し入れを行いました。5 月 14 日付けで、学長から回答がありましたので報告いたします。

\*\*\*\*\*

2009年 4月 27日

三重大学学長  
内田 淳正 様

三重大学教職員組合  
中央執行委員長 米川 直樹 印

### 構内駐車場有料化計画に関する申し入れ書

本年 3 月以降、部局連絡会議等で、駐車場有料化の計画が報告されております。

本教職員組合は 2007 年 5 月 11 日『「駐車場有料化」に関する要望書』を提出し、また 2007 年 11 月 12 日の団体交渉の場においても、「駐車場の有料化は事実上、自動車通勤者の一方的な通勤手当引き下げに当たり、一方的に決定することは容認できない」という意見を表明したところであります。加えてその際、駐車場有料化に関する再検討がある場合、職場代表と本教職員組合に連絡、説明をすることが合意の上、約束されたと認識しておりました。

しかし、4 月 22 日現在、本組合に、いかなる連絡・説明もないことを非常に残念に思います。そこで、本教職員組合は以下のことを申し入れます。

#### 記

1. 現在議論されている、入講ゲートの設置等による違法構内駐車対策と駐車場有料化は、本来別に議論されるべきであると考えます。合わせて議論する理由、有料化の目的について説明を求めます。
2. 検討されている駐車料金の使途、駐車料金の金額および、その金額の根拠とする資料を明らかにすることを求めます。
3. 駐車料金、課金対象者、対象ケースについて明らかにすることを求めます。  
例) 出入り業者、公開講座等の受講者など一般人に対しても課金するのか？  
大学への訪問者等の臨時入講車、教職員が臨時的に入講する場合などに課金するのか？
4. これらの情報を広く構成員に周知し駐車場有料化の是非も含めて意見を聴取することを求めます。
5. 以上 1 ~ 4 の事項に関して、文書による回答を 2009 年 5 月 11 日までに求めます。

以上

平成 21 年 5 月 14 日

三重大学教職員組合  
中央執行委員殿

三重大学長  
内田 淳正  
「公印省略」

構内駐車所有料化計画に関する申し入れ書について（回答）

平成 20 年 4 月 27 日付け申し入れのありました標記のことについては、役員打合会（平成 21 年 2 月 12 日開催）、部局連絡会議（平成 21 年 3 月 5 日開催）において、早期に検討すべき課題と」しておりますが、現時点においては検討に入った段階で、今後具体的なプランを検討していくこととしており、申し入れ書の事項も含め検討していきたいと考えております。

なお、進捗状況に応じ適宜、教職員、過半数代表者及び教職員組合に対し説明が必要であると  
考えております。

参考までに部局連絡会議（平成 21 年 3 月 5 日開催）にて報告された資料を添付いたします。

本件事務担当 総務部職員チーム（職員担当） 内線：2035
-------------------------------------

学長からの回答の中で参考として示されています「部局長会議（平成 21 年 3 月 5 日開催）にて報告された資料の資料」の一部（駐車場有料化の目的とスケジュール）を以下に掲載します。

\*\*\*\*\*

平成 21 年 3 月 5 日

### 構内駐車場対策について

本学構内における秩序ある駐車場利用並びに学園にふさわしい環境を保持するため、次のとおり駐車許可の運用適正化を図るとともに、駐車場有料化についての検討を進める。

#### 1. 駐車許可の運用適正化について

現在の駐車許可台数は、学内駐車場の収容台数の約 2 倍となっており、来学者の車両も含め、構内での路上駐車が多く発生する状態となっている。

そのため、平成 21 年 4 月から、現在の駐車証・入構書の種別を整理し、臨時駐車証の発行を廃止し、学生については真に必要な場合（理由・期間を精査）に限り「特別駐車許可証」として発行するとともに教職員についても臨時に駐車場を利用する場合は、その都度臨時入構手続きをとるよう、駐車許可の取扱を見直すものとする。

「三重大学構内交通規則」（昭和 54 年 4 月制定）抜粋

（1）学生の自動車通学は原則として禁止する。

（2）学内駐車証のない車両は、学内へ入構させない。

（イ）学内駐車証交付申請資格基準

通勤距離が 2 km 以上あること。

通勤届の通勤方法が自動車であること。

その他交通委員会が認めたもの。

（例えば、通学が自動車でなければならない理由のある学生は、担任又は指導教官等の承諾を得て申請のこと。）

#### 2. 駐車場の有料化について

上記のとおり、まずは駐車許可の運用適正化を図るとしても、環境負荷の低減や駐車場の維持管理にかかるコスト負担、既に有料化している附属病院地区との均衡上の問題、あるいは他大学での取組事例も考慮すると、駐車場の有料化は早期に検討すべき課題ある。

（1）駐車場有料化の目的

1. 環境対策

温暖化防止条例に基づき CO<sub>2</sub> の排出削減を図るため、自動車通勤の抑制を図る。

2. 駐車場維持管理経費の受益者負担

駐車スペース確保、夜間照明設備及びラインの引き直し等駐車場の維持管理のための整備費用を利用者（外部の利用者を含む。）に負担を求める。

3. 医学部・附属病院との統一化

既に医学部・附属病院の駐車場について有料化されていることから同様に負担を求める。

## 新書記の採用とご挨拶

書記の太田さんのご退職予定にともない、平成21年4月1日付けで小山さんが新書記として採用されました。しばらくは引継ぎのため太田さんとの2人体制で書記をお願いすることになりました。

書記・太田美代子

組合活動のお手伝いをさせていただき20年余り、この間、職場での一番の変化は2004年に国立大学が法人化され、三重大学教職員組合も連合会組織から全学組織に単一化され、教職員組合として大学当局と対等に交渉の場に臨むことが出来るようになり、私も微力ながら学長交渉の場に同席させていただき質問もさせていただくようになりました。

法人化以前は、学長交渉(懇談扱い)の場には「職員以外は出席しないで下さい。」と言われて悔しい思いをした日々もありましたが、組合員の皆様には組合活動を通して交流もさせていただき、楽しい思い出も沢山出来たことにとても感謝しています。

しかしながら、今春からは退職して家族と過ごす時間(特にかわいい孫)を増やしていこうと思っていたら、役員から「1年間、新しい書記さんに組合活動の引き継ぎをしていってほしい」と要請があったので、もうしばらく在職させていただきますので、よろしく願いいたします。

新書記・小山留美子

この4月から『三重大学教職員組合』にお世話になり、ありがとうございます。

『三重大学』には、高校の部活動で夏休みにグラウンドを使用させていただいたり、いろいろな試験の時の会場として教室を訪れた事があるだけで、「過半数代表」等、組織のことも初めて耳にすることばかり。『組合』についても「団体交渉」等、わからないことばかりの中、先日は学長懇談に参加させていただくことができました。ゼロからのスタート、ご迷惑になることばかりだと思いますが、執行委員の方々をはじめ、組合員の皆様、いろいろな方々、そして太田さんに学ばせていただき、日々積み重ねて行きたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

## 最近の活動報告とその動き

- 4/10 ニュースレター549号(09年度定期大会を終えて)を発行
- 4/15 全大教へ「新たな要求獲得追加の報告」を送信
- 4/20 各支部へ「3月及び4月の組合員拡大状況調査」を依頼した
- 4/28 「構内駐車場有料化計画に関する申し入れ書」を学長に提出
- 5/14 同上の申し入れ書について学長から回答
- 5/27 学長懇談で「中期目標・中期計画案について」の意見交換
- 5/27 事務局より「夏期勤勉手当0.2か月凍結について」の説明会



職場で何か困ったことがあれば、気楽にご相談下さい！  
連絡先:三重大学教職員組合書記局  
場 所:三重大学教育学部・附属教育実践総合センター内・1階)  
Tel:059-231-4447(直通) E-mail:KYF03351@nifty.ne.jp